

# 公益社団法人神奈川県柔道整復師会定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人神奈川県柔道整復師会という。

(事務所)

**第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県内に置く。**

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本柔道整復師会及び他都道府県柔道整復師会との連携のもと、医道の高揚、柔道整復学及び柔道整復術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって保険制度の円滑な運営に協力し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚及び柔道整復学の研究に関する事業
- (2) 柔道整復の業務を通じて県民の健康・保健・福祉の増進に関する事業
- (3) 柔道整復師並びに柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業
- (4) 柔道を通じて県民の心身の健全な発達及び青少年の健全な育成の寄与を目的とした事業
- (5) 会員の福祉、相互扶助に関する事業
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

## 第 2 章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会は、神奈川県内に施術所を開設する柔道整復師及び同県内に住所を有する柔道整復師又は同県内に勤務するもののうち、本会の目的に賛同するものであって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 県内において施術所を開設する柔道整復師
- (2) 準会員 県内に住所を有するか、又は勤務する柔道整復師

3 前項の正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

4 神奈川県内において施術所を開設しなくなったことにより、第2項に規定する正会員に該当しなくなった柔道整復師は会員資格を喪失する。ただし、理事会の承認を得て準会員になった者はその限りではない。

5 準会員が県内において施術所を開設した場合は、理事会の承認を得て正会員になることができる。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は所定の様式により入会の届出をしなければならない。

2 前項の届出があったときは、理事会はその資格申込を審議し、その承認を得なければならない

い。

3 施術所、就業所、住所その他入会時に届けた事項に変更を生じた者は、所定の様式により届出をしなければならない。

4 第11条の規定により本会を除名された者で資格喪失後2年経過した後に再入会しようとする者については、審議委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。

(会員の理念)

第7条 会員は、柔道整復師の倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持しなければならない。

(経費の負担)

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める会費及び負担金を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会員の戒告及び除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、戒告及び除名をすることができる。

- (1) 柔道整復師の倫理に違背し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
- (2) 本会の定款若しくは議決に違反したとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

3 除名は、総会の決議を経て行う。

4 前項の規定により除名の処分をしたときは、会長は当該会員に対してその旨を通知するとともに、その氏名及び処分事由を神奈川県知事、関東厚生局及び公益社団法人日本柔道整復師会に通知しなければならない。

5 審議委員会は、第1項の規定による会員を戒告及び除名をするときは、会長より諮問を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に答申しなければならない。

6 第3項に規定する総会の決議は、第23条第2項をもって行う。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合(戒告を除く。)のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく第9条に定める会費等の支払義務を1年以上履行せず、かつ、催告に応じないとき
- (2) 柔道整復師でなくなったとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

(抛出金品の不返還)

第13条 会員資格を喪失した場合において、会員がすでに納入した会費等は、これを返還しない。

(報告、発表及び意見具申)

第14条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、

発表することができるとともに、本会の目的及び事業に関して意見を述べることができる。

(表彰)

第15条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、これを表彰することができる。

### 第 3 章 総 会

(構成)

第16条 総会は全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書類（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総会員の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、法令の定める期日までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長及び副議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

2 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

3 総会の副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(書面または代理人による議決権の行使)

第22条 総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、法令で定めるところにより、書面をもって、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第23条の規定の適用については、会員は出席したものとみなす。

(決議)

第23条 総会の決議は、法令及びこの定款に別段に定めるもののほか、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) **理事及び**監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(総会の決議の省略)

第24条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員の設置)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上9名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
  - 3 会長、副会長以外の理事を業務執行理事とする。
  - 4 第2項の会長、副会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員より選任する。

2 理事会は、代表理事及び業務執行理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐して業務を執行し、会長が不在のときはその職務を代理し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長並びに業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

2 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うのに要する費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第33条 本会は、法人法114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第34条 本会は、法人法115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定並びに解職
- (4) 社員総会の招集の決定
- (5) 競業・利益相反取引の承認
- (6) 計算書類・事業報告の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受
- (8) 多額の借財
- (9) 重要な使用人の選任・解任
- (10) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (11) 内部管理体制の整備
- (12) 定款第33条に規定する役員等の責任の免除

## (13) その他法令に定める事項

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集する場合には、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長のうち互選により選定された者が理事会の議長となる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 前項の規定は、第28条第3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 名誉会長・顧問・相談役

(名誉会長・顧問・相談役)

第41条 本会に、任意の機関として名誉会長1名、顧問5名以内、相談役5名以内を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 名誉会長、顧問、相談役は会長の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 報酬等は第32条に準ずる。

5 任期は第30条の理事の任期に準じ再任は妨げない。

6 名誉会長、顧問、相談役に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 支部・支部連合会

(支部・支部連合会)

第42条 本会に第4条の事業を円滑に遂行するために、各支部・各支部連合会を置く。

2 支部及び支部連合会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 4 3 条 本会の運営に関し、業務を円滑に処理するため、理事会の決議に基づきその諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員の任免は理事会の決議を経て会長が行う。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 9 章 審議委員会

(審議委員会の設置)

第 4 4 条 本会に、審議委員会を置く。

- 2 前項の審議委員会は、前章に定める委員会とは別の機関とする。

(構成等)

第 4 5 条 審議委員会は、審議委員 5 名をもって構成する。

- 2 審議委員は、本会会員の中から理事会の決議を経て、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって選任するものとする。
- 3 審議委員の任期は、第 3 0 条第 1 項の理事の任期の規定を準用する。
- 4 任期の満了により退任した審議委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。
- 5 審議委員は、本会の理事、監事以外から選任するものとする。

(審議委員会の職務)

第 4 6 条 審議委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 第 6 条第 4 項 (除名者の再入会) に規定する会員の再入会に関する事項
- (2) 第 1 1 条第 1 項 (会員の戒告及び除名) に規定する会員の処分に関する事項
- (3) 会員の身分についての疑義に関する事項

- 2 前項各号までの審議を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(規則)

第 4 7 条 審議委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

## 第 1 0 章 部 会

第 4 8 条 本会の運営に関し、業務を円滑に処理するため、理事会の決議に基づき、その担当業務執行理事のもとに、部会を置くことができる。

- 2 部員の任免は理事会の決議を経て会長が行う。
- 3 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 1 章 事務局

(事務局)

第 4 9 条 本会に事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な職員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 資産及び会計

(財産)

第50条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第51条 資産は、理事会が管理し、その方法は、理事会において、**第39条第1項**の決議を経て定める。

(経費の充当)

第52条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金品及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を受けた後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算書類)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告



- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 本会は、法人法第148条の事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第59条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承認する法人が公益法人であるときは除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産)

第60条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第61条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第 15 章 補 則

(委任)

第62条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、吉田充孝とし、副会長は和田秀樹及び牧野吉一とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成26年11月16日一部改正し同日施行する。
- 5 この定款は、平成30年11月23日一部改正し同日施行する。
- 6 この定款は、令和3年12月12日の臨時総会にて内閣府から神奈川県への移行認定を条件に停止条件付で可決承認され、令和4年4月1日付の移行認定に伴い、停止条件を解除とし、令和4年4月1日より施行する。
- 7 この定款は、令和7年3月16日一部改正し同日施行する。**